

防衛装備の海外移転の許可の状況  
に関する年次報告書

令和6年3月  
経済産業省

防衛装備移転三原則の運用指針（平成26年4月1日国家安全保障会議決定。以下「運用指針」という。）5.（1）により、経済産業省は、防衛装備の海外移転の許可の状況につき、年次報告書を作成することとされている。本報告は、令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）の外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）に基づく防衛装備の海外移転の許可の状況につき取りまとめたものである。

## 1 安全保障貿易管理制度について

我が国をはじめとする主要国は、武器や軍事転用可能な貨物・技術が、自国及び国際社会の平和及び安全を脅かす国家やテロリスト等の懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐため、先進国を中心とした国際的な枠組み（国際輸出管理レジーム）を作って、各国と協調して貿易管理を行っている。我が国では、この安全保障の観点に立った貿易管理の取組を、外為法に基づき実施している。

## 2 防衛装備の海外移転について

防衛装備<sup>1</sup>については、上記の安全保障貿易管理の対象となるため、防衛装備の海外移転を行おうとする者は、その移転の前に、外為法に基づく経済産業大臣の許可が必要になる。

政府は、平成26年4月1日に、防衛装備の海外移転に関する外為法の運用基準として防衛装備移転三原則（閣議決定。以下「移転三原則」という。）及び同運用指針を策定しており、経済産業大臣は、この移転三原則及び同運用指針に従い、外為法の運用を適切に行うこととされている。

---

<sup>1</sup> 『本原則において「防衛装備」とは、武器及び武器技術をいう。武器とは、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第1の1の項に掲げられているもののうち、軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるものをいい、武器技術とは、武器の設計、製造又は使用に係る技術をいう。』（防衛装備移転三原則（平成26年4月1日閣議決定））

### 3 移転三原則及び運用指針の概要<sup>2</sup>について

海外移転される防衛装備が、移転を禁止する場合（原則1）に該当せず、移転を認め得る場合（原則2）に該当し、かつ、目的外使用及び第三国移転に係る適正管理が確保されている場合（原則3）に、その海外移転を認め得るとされる。

#### 原則1 移転を禁止する場合

- ①我が国の締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合
- ②国際連合安全保障理事会の決議に基づく義務に違反する場合
- ③紛争当事国（武力攻撃が発生し、国際の平和及び安全を維持し又は回復するため、国際連合安全保障理事会がとっている措置の対象国をいう。）への移転となる場合

#### 原則2 移転を認め得る場合

- (1) 平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する海外移転として次に掲げるもの（平和貢献・国際協力の観点から積極的な意義がある場合に限る。）
  - ア 移転先が外国政府である場合
  - イ 移転先が国際連合若しくはその関連機関、国連決議に基づいて活動を行う機関、国際機関の要請に基づいて活動を行う機関又は活動が行われる地域の属する国の要請があつてかつ国際連合の主要機関のいずれかの支持を受けた活動を行う機関である場合
- (2) 我が国の安全保障に資する海外移転として次に掲げるもの（我が国の安全保障の観点から積極的な意義がある場合に限る。）
  - ア 米国を始め我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国との国際共同開発・生産に関する海外移転
  - イ 米国を始め我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国との安全保障・防衛協力の強化に資する海外移転であつて、次に掲げるもの
    - (ア) 法律に基づき自衛隊が実施する物品又は役務の提供に含まれる防衛装備の海外移転
    - (イ) 米国との相互技術交流の一環としての武器技術の提供
    - (ウ) 米国からのライセンス生産品に係る部品や役務の提供、米軍への修理等の役務提供
    - (エ) 我が国との間で安全保障面での協力関係がある国に対する救難、輸送、警戒、監視及び掃海に係る協力に関する防衛装備の海外移転
    - (オ) 国際法違反の侵略を受けているウクライナに対して自衛隊法第116条の3の規定に基づき防衛大臣が譲渡する装備品等に含まれる防衛装備の海外移転
  - ウ 自衛隊を含む政府機関（以下「自衛隊等」という。）の活動（自衛隊等の活動に関する外国政府又は民間団体等の活動を含む。以下同じ。）又は邦人の安全確保のために必要な海外移転であつて、次に掲げるもの

---

<sup>2</sup> 本報告は、令和4年度に行った許可の状況に関するものであるため、令和5年12月22日の防衛装備移転三原則及び運用指針の見直しは反映していない。

- (ア) 自衛隊等の活動に係る、装備品の一時的な輸出、購入した装備品の返送及び技術情報の提供(要修理品を良品と交換する場合を含む。)
- (イ) 公人警護又は公人の自己保存のための装備品の輸出
- (ウ) 危険地域で活動する邦人の自己保存のための装備品の輸出
- (3) 誤送品の返送、返送を前提とする見本品の輸出、海外政府機関の警察官により持ち込まれた装備品の再輸出等の我が国の安全保障上の観点から影響が極めて小さいと判断される場合の海外移転

### 原則3 適正管理の確保

原則として目的外使用及び第三国移転について我が国の事前同意を相手国政府に義務付けることとするが、次に掲げる場合には、仕向先の管理体制の確認をもって適正な管理を確保することも可能とする。

- (1) 平和貢献・国際協力の積極的推進のため適切と判断される場合として、次のいずれかに該当する場合
  - ア 緊急性・人道性が高い場合
  - イ 移転先が国際連合若しくはその関連機関又は国連決議に基づいて活動を行う機関である場合
  - ウ 国際入札の参加に必要となる技術情報又は試験品の提供を行う場合
  - エ 金額が少額かつ数が少量で、安全保障上の懸念が小さいと考えられる場合
- (2) 部品等を融通し合う国際的なシステムに参加する場合
- (3) 部品等をライセンス元に納入する場合
- (4) 我が国から移転する部品及び技術の相手国への貢献が相当程度小さいと判断できる場合
- (5) 自衛隊等の活動又は邦人の安全確保に必要な海外移転である場合
- (6) 誤送品の返送、返送を前提とする見本品の輸出、貨物の仮陸揚げ等の我が国の安全保障上の観点から影響が極めて小さいと判断される場合

上記について、特に慎重な検討を要する場合等については国家安全保障会議で審議することとし、同様の類型について過去に政府として海外移転を認め得るとの判断を行った実績がない場合等については国家安全保障会議幹事会で審議することとされる。

また、国家安全保障会議で審議された案件については、情報の公開を図ることとしており、平成26年度以降、令和4年度までに審議された案件については、巻末の参考資料のとおりである。

## 4 防衛装備の海外移転の個別許可に関する状況について

令和4年度に、経済産業大臣が行った防衛装備の海外移転の個別許可は1,179件である。

これらを運用指針の類型に沿って分類すると、「平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合」に該当するものが33件、「我が国の安全保障に資する場合」に該当するものが1,091件、「誤送品の返送、返送を前提とする見本品の輸出、海外政府機関の警察官により持ち込まれた装備品の再輸出等の我が国の安全保障上の観点から影響が極めて小さいと判断される場合」に該当するものが55件となる。

これらの詳細は以下のとおりである。

- 「平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合」に該当する海外移転は、中国国内での遺棄化学兵器処理事業の実施に伴うものや、シナイ半島でのエジプト・イスラエル間の停戦監視活動に伴うものである。令和4年度では、中国向けに31件、エジプト向けに2件が許可された。
- 「我が国の安全保障に資する場合」に該当する海外移転は、国際共同開発・生産に関するもの、安全保障・防衛協力の強化に資するもの、自衛隊を含む政府機関の活動に関するものや邦人の安全確保のために必要なものなどの多岐にわたる。このうち、令和4年度では、
  - ・国際共同開発・生産に関するものでは、米国向けに38件、英国向けに5件、インドネシア向けに4件、イタリア・英国、イタリア・英国・米国、イタリア・インドネシア・英国・ドイツ向けにそれぞれ2件、シンガポール向けに1件が許可され、
  - ・安全保障・防衛協力の強化に資するものでは、米国向けに17件、フィリピン向けに5件、ウクライナ、UAE、英国・米国向けにそれぞれ1件が許可され、
  - ・自衛隊を含む政府機関の活動に関するものでは、海外から購入している自衛隊の装備品に関する故障品の交換や修理のための購入元への一時的な輸出や、国内で製造する装備品の加工委託のための輸出等で1,012件が許可された。
- 「誤送品の返送、返送を前提とする見本品の輸出、海外政府機関の警察官により持ち込まれた装備品の再輸出等の我が国の安全保障上の観点から影響が極めて小さいと判断される場合」に該当する海外移転は、誤送品（誤って我が国に輸出された他国向けの物品）の返送や借用品（国内で一時的に借用していた物品）の返送などで55件が許可されている。

以上の海外移転について、それぞれの仕向地を含めて整理すると、次ページの表のとおりとなる。

## 個別許可の件数

| 防衛装備移転三原則の運用指針に基づく類型及び仕向先  |  | 件数    |
|--|--|-------|
| (1) 平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合   |  |       |
| <b>ア 移転先が外国政府</b>  |  | 31    |
|  | 【仕向先】 中国 (31)  |       |
| <b>イ 移転先が国際連合若しくはその関連機関、国連決議に基づいて活動を行う機関、国際機関の要請に基づいて活動を行う機関又は活動が行われる地域の属する国の要請があつてかつ国際連合の主要機関のいずれかの支持を受けた活動を行う機関である場合</b> |  | 2     |
|  | 【仕向先】 エジプト (2)   |       |
| (2) 我が国の安全保障に資する場合   |  |       |
| <b>ア 米国を始め我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国との国際共同開発・生産に関する海外移転</b>   |  | 54    |
|  | 【仕向先】 米国 (38)、英国 (5)、インドネシア (4)、英国・イタリア (2)、英国・米国・イタリア (2)、英国・イタリア・インドネシア・ドイツ (2)、シンガポール (1)   |       |
| <b>イ 米国を始め我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国との安全保障・防衛協力の強化に資する海外移転</b>  |  | 25    |
|  | (ア) 法律に基づき自衛隊が実施する物品又は役務の提供に含まれる防衛装備の海外移転  | 0     |
|  | (イ) 米国との相互技術交流の一環としての武器技術の提供   | 0     |
|  | (ウ) 米国からのライセンス生産品に係る部品や役務の提供、米軍への修理等の役務提供  | 18    |
|  | 【仕向先】 米国 (17)、英国・米国 (1)  |       |
|  | (エ) 我が国との間で安全保障面での協力関係がある国に対する救難、輸送、警戒、監視及び掃海に係る協力に関する防衛装備の海外移転  | 6     |
|  | 【仕向先】 フィリピン (5)、UAE (1)  |       |
|  | (オ) 国際法違反の侵略を受けているウクライナに対して自衛隊法第116条の3の規定に基づき防衛大臣が譲渡する装備品等に含まれる防衛装備の海外移転   | 1     |
|  | 【仕向先】 ウクライナ (1)  |       |
| <b>ウ 自衛隊を含む政府機関（「自衛隊等」）の活動（自衛隊等の活動に関する外国政府又は民間団体等の活動を含む。）又は邦人の安全確保のために必要な海外移転</b>  |  | 1,012 |
|  | (ア) 自衛隊等の活動に係る、装備品の一時的な輸出、購入した装備品の返送及び技術情報の提供  | 1,011 |
|  | 【仕向先】 米国 (766)、英国 (59)、ドイツ (39)、フランス (32)、マレーシア (23)、イスラエル (16)、カナダ (12)、イタリア (7)、オーストリア (3)、ジブチ (3)、フィンランド (3)、スイス (2)、スペイン (2)、ニュージーランド (2)、オランダ (1)、オーストラリア (1)、ギリシャ (1)、スウェーデン (1)、ノルウェー (1)、複数 (37) * |       |
|  | (イ) 公人警護又は公人の自己保存のための装備品の輸出  | 1     |
|  | 【仕向先】 アフガニスタン (1)  |       |
|  | (ウ) 危険地域で活動する邦人の自己保存のための装備品の輸出   | 0     |

| 防衛装備移転三原則の運用指針に基づく類型及び仕向先   |  | 件数    |
|---|--|-------|
| (3) 誤送品の返送、返送を前提とする見本品の輸出、海外政府機関の警察官により持ち込まれた装備品の再輸出等の我が国の安全保障上の観点から影響が極めて小さいと判断される場合 |  |       |
| ア   | 誤送品の返送   | 2     |
|   | 【仕向先】 米国 (1)、英国 (1)  |       |
| イ   | その他  | 53    |
|   | 借用品の返送   | 37    |
|   | 【仕向先】 米国 (14)、ドイツ (7)、英国 (5)、イスラエル (3)、カナダ (2)、ノルウェー (2)、フランス (2)、ベルギー (2)           |       |
|   | 国内に持ち込まれた機材の返送   | 1     |
|   | 【仕向先】 オランダ (1)   |       |
|   | その他  | 15    |
|   | 【仕向先】 英国 (4)、米国 (3)、スウェーデン (2)、イスラエル (1)、インド (1)、オーストラリア (1)、ギリシャ (1)、台湾 (1)、ドイツ (1) |       |
| 合計  |  | 1,179 |

※

英国・米国 (8)、イスラエル・米国 (6)、カナダ・米国 (4)、英国・スウェーデン (2)、オーストラリア・オランダ (2)、シンガポール・フランス (2)、ドイツ・米国 (2)、英国・スイス・米国 (2)、イタリア・英国 (1)、英国・韓国 (1)、英国・ドイツ (1)、英国・フランス (1)、オーストラリア・ドイツ (1)、韓国・米国 (1)、スイス・米国 (1)、フランス・米国 (1)、英国・オーストラリア・シンガポール・ドイツ (1)

また、政府はこれまで、防衛装備の海外移転に関して、「武器輸出三原則等によらない」とする例外措置を講じてきた。移転三原則の策定以降は、このような例外措置を講じずに、国家安全保障会議での審議によって移転を認め得ることとした案件の概要を公表している。これらの案件との関係を整理すると下記のとおり。

| 武器輸出三原則等の例外化措置等   | 概要   | 件数 | 運用指針の類型 | 仕向先  |
|---|--|----|---------|------|
| 「中国国内における遺棄化学兵器処理事業の実施と武器輸出三原則等との関係」についての内閣官房長官談話（平成12年4月18日）     | 遺棄化学兵器処理事業に関する防衛装備の移転  | 31 | (1)ア    | 中国   |
| 国際連合平和維持活動等に対する協力と武器輸出三原則との関係について（平成3年9月19日関係省庁了解、平成13年12月7日一部改正） | 国際平和協力業務に従事する職員が携行する防衛装備の移転                                    | 2  | (1)イ    | エジプト |
| 「弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルに関する日米共同開発」に関する内閣官房長官談話（平成17年12月24日）         | 弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルに関する共同開発のための防衛装備の移転                        | 21 | (2)ア    | 米国   |
| F-35の製造等に係る国内企業の参画についての内閣官房長官談話（平成25年3月1日）                        | F-35の製造への国内企業参画に伴う防衛装備の移転                                      | 11 | (2)ア    | 米国   |
| イージス・システムに係るソフトウェア及び部品等の米国への移転（平成27年7月23日）                        | イージス・システムの製造等に係る国内企業の参画に伴って必要となるイージス艦用ディスプレイシステムのソフトウェア及び部品の移転 | 2  | (2)ア    | 米国   |
| F100エンジン部品の米国への移転について（平成29年12月18日）                                | 我が国がライセンス生産を行っているF100エンジンの部品のライセンス元への移転                        | 1  | (2)イ(ウ) | 米国   |



## 5 防衛装備の海外移転の包括許可に関する状況について

防衛装備の海外移転については個別許可が原則であるが、一定の条件を満たした場合には例外的に一括して許可を行う包括許可がある。令和4年度の包括許可の類型と許可件数は下記のとおりである。

| 項目                              | 条件   | 件数 |
|---------------------------------|--|----|
| 自衛隊包括<br>(有効期間：<br>1年以内)        | <p>下記の自衛隊の活動に係る防衛装備の移転である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自衛隊法第82条に基づく海上における海上警備行動（事前訓練を含む）</li> <li>・自衛隊法第84条の3及び第84条の4に基づく在外邦人等の輸送（事前訓練を含む）</li> <li>・自衛隊法第100条の5に基づく国賓等の輸送（事前訓練を含む）</li> <li>・自衛隊法第100条の6に基づく米国軍への物品又は役務の提供</li> <li>・自衛隊法第100条の8に基づく豪州軍への物品又は役務の提供</li> <li>・自衛隊法第100条の10に基づく英国軍への物品又は役務の提供</li> <li>・自衛隊法第100条の12に基づく仏国軍への物品又は役務の提供</li> <li>・自衛隊法第100条の14に基づく加国軍への物品又は役務の提供</li> <li>・自衛隊法第100条の16に基づく印国軍への物品又は役務の提供</li> <li>・国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際緊急援助活動（事前訓練を含む）</li> <li>・国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律に基づく国際平和協力業務（事前訓練を含む）</li> <li>・重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律に基づく後方支援活動及び捜索救助活動（事前訓練を含む。）</li> <li>・重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律に基づく船舶検査活動並びにその実施に伴う後方支援活動及び協力支援活動</li> <li>・武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律に基づく自衛隊による行動関連措置としての物品及び役務の提供</li> <li>・武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律に基づく停船検査又は回航措置</li> <li>・海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動（事前訓練を含む）</li> <li>・国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律に基づく協力支援活動及び捜索救助活動（事前訓練を含む）</li> <li>・令和元年12月27日の閣議決定「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」に基づく自衛隊による情報収集活動及び不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応</li> </ul> | 2  |
| 演習等包括<br>(有効期間：<br>1年以内)        | 防衛省が海外で実施する演習、訓練、出張、留学、試験評価業務において使用する装備品等の輸出である場合  | 45 |
| 防衛大臣<br>役務包括<br>(有効期間：<br>1年以内) | 防衛省が外国との装備協力のために実施する役務取引であって、防衛装備移転三原則に従って海外移転を認め得るとされたものである場合   | 2  |
| 特別返品等包括<br>(有効期間：<br>3年以内)      | 本邦において使用するために輸入されたものであって、不具合による返品、修理若しくは異品返品のための輸出である場合  | 10 |

※この他にも、我が国航空機に警乗する本邦警察官及び本邦に乗り入れる外国籍航空機に警乗する当該外国政府の警察官等が、航空機警乗活動（スカイマーシャル活動）に必要なものを携行する場合の輸出に対する、航空機警乗包括制度（有効期間1年以内）がある。

(以上)

## 【参考1】ペトリオットPAC-2の部品（シーカージャイロ）の米国への移転について

平成26年7月17日  
内閣官房  
外務省  
経済産業省  
防衛省

1. 本日、我が国がライセンス生産を行っているペトリオットPAC-2の部品であるシーカージャイロ（以下「ジャイロ」という。）の我が国から米国のライセンス元への移転（以下「本件海外移転」という。）について、「防衛装備移転三原則」（平成26年4月1日閣議決定）及び「防衛装備移転三原則の運用指針」（平成26年4月1日国家安全保障会議決定）に従い、国家安全保障会議で審議した結果、海外移転を認め得る案件に該当することを確認した。
2. 現在、米国はペトリオットPAC-2の量産を計画しているが、本件ジャイロは米国における生産が終了しており、生産ラインは存在していない。こうした中、本件海外移転については、米国によるペトリオットPAC-2の生産・維持に寄与するものとして、米国政府から我が国に関心が表明されていることから、米国との安全保障・防衛協力の強化に資するものであり、我が国の安全保障の観点から積極的な意義を有する。また、本件海外移転に際し、我が国企業が部品を生産することになることから、我が国の防衛生産・技術基盤の維持・強化、ひいては我が国の防衛力の確保に資するものである。さらに、本件海外移転の仕向先は米国であり、最終需要者はペトリオットPAC-2を生産する米国のライセンス元であり、適正管理の確実性は高い。加えて、ジャイロがペトリオットPAC-2の一部品であることや米国から要求仕様が明示されているライセンス生産品であること等を考慮すれば、我が国の安全保障上の問題はないと認められる。
3. 本件海外移転は、部品をライセンス元に納入するものであるため、仕向先の管理体制の確認をもって、適正な管理を確保することが可能である。そのため、最終需要者である米国企業からジャイロの管理体制を確認する。加えて、ジャイロが組み込まれたペトリオットPAC-2は米国以外の第三国に移転されることが想定されていることから、これを一元的に管理する米国国防省からPAC-2ユーザー以外への移転が厳しく制限されること等その管理体制についても確認する。これらにより、ジャイロの米国への移転後の適正な管理が確保されると認められる。
4. 経済産業省においては、上記の国家安全保障会議での審議の結果を踏まえ、本件海外移転に関する許可申請があった場合には、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づき、適切に対応することとする。

### 【参考】ペトリオットPAC-2及びジャイロの概要

ペトリオットPAC-2は、航空機等を迎撃するために米国が開発した地対空誘導弾であり、我が

国においては、平成4年度からライセンス生産を開始し、現在も航空自衛隊が運用している。今般海外移転を認め得る案件に該当することを確認したジャイロは、シーカー(目標を捜索・検知及び追尾するためのミサイルの構成装置)に組み込まれている部品(全長約6cm)であり、このシーカーの向きを検知するものである。このジャイロは、米国のライセンス元からの要求性能を基に、汎用的な技術を用いて、我が国で生産している。

## 【参考2】英国との共同研究のためのシーカーに関する技術情報の移転について

平成26年7月17日  
内閣官房  
外務省  
経済産業省  
防衛省

1. 本日、現在、事業開始に向け日英間で調整中のミサイルの誘導能力向上に関する共同研究(以下「本共同研究」という。)に係る我が国から英国へのシーカーに関する技術情報の移転(以下「本件海外移転」という。)について、「防衛装備移転三原則」(平成26年4月1日閣議決定)及び「防衛装備移転三原則の運用指針」(平成26年4月1日国家安全保障会議決定)に従い、国家安全保障会議で審議した結果、海外移転を認め得る案件に該当することを確認した。
2. 本共同研究は、英国のミサイル関連技術に日本のシーカー技術を組み合わせた場合の性能等について、シミュレーションを通じて分析するものであり、日英間の安全保障・防衛協力の強化に資するほか、将来の自衛隊の能力向上に資する可能性があることから、我が国の安全保障の観点から積極的な意義を有する。さらに本件海外移転の仕向先は英国であり、最終需要者は英国国防省及びその契約者であり、適正管理の確実性は高い。加えて、シーカーはミサイルの能力を決定する重要な構成要素のひとつであるが、本件海外移転においては、本共同研究の成果情報を含めて、下記3. のとおり適正管理が確保されることとなっており、我が国の安全保障上の問題はないと認められる。
3. 本件海外移転は、「防衛装備品及び他の関連物品の共同研究、共同開発及び共同生産を実施するために必要な武器及び武器技術の移転に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定(以下「協定」という。)」に基づき、目的外使用及び第三国移転について、我が国の事前同意を英国政府に義務付けるものであるため、シーカーに関する技術情報の英国への移転後の適正な管理が確保されると認められる。
4. 日本政府は、今後、協定に基づく手続を正式に開始する。経済産業省においては、上記の国家

安全保障会議での審議の結果を踏まえ、本件海外移転に関する許可申請があった場合には、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)に基づき、適切に対応することとする。

**【参考】ミサイルの誘導能力向上に関する日英共同研究の概要**

英国のミサイル関連技術と日本のシーカー(目標を捜索・検知及び追尾するためのミサイルの構成装置)技術を組み合わせることにより誘導能力を向上させた空対空ミサイルの技術的実現可能性及び有効性について、シミュレーションにより分析を実施するものである。

**【参考3】豪州との潜水艦の共同開発・生産の実現可能性の調査のための技術情報の移転について**

平成27年5月18日  
内閣官房  
外務省  
経済産業省  
防衛省

1. 本日、豪州の将来潜水艦プログラムに関する共同開発・生産の実現可能性の調査を行うために必要な技術情報の我が国から豪州への移転について、「防衛装備移転三原則(平成26年4月1日閣議決定)及び「防衛装備移転三原則の運用指針」(平成26年4月1日国家安全保障会議決定)に従い、国家安全保障会議で審議した結果、海外移転を認め得る案件に該当することを確認した。
2. 防衛省では、平成26年10月の日豪防衛相会談における豪州からの要請を受け、豪州の将来潜水艦プログラムに関する我が国の協力の可能性について検討してきた。また、平成27年5月6日の日豪防衛相電話会談において、豪州側から、日豪防衛協力を発展させる重要性及び豪州の将来潜水艦の戦略的重要性について言及があり、その上で、通常型潜水艦に関する我が国の長年の実績と技術力を踏まえ、豪州の将来潜水艦を我が国と共同して設計・建造することが可能か検討したいとの説明があり、このため、我が国に豪州の将来潜水艦の選定に向けた手続に参加して欲しいとの要請があった。

以上の豪州からの要請を受け、政府としては、日豪防衛協力の重要性に鑑み、豪州の将来潜水艦プログラムに関し、我が国として具体的にいかなる協力が可能か詳細に検討するために、民間企業の参画を得て、豪州政府と協議を開始することとしたが、こうした協議を行うためには、我が国から豪州に対して技術情報を提供することが必要である。このような豪州の将来潜水艦プログラムに関する共同開発・生産の実現可能性の調査のために我が国から豪州に対して技術情報を移

転することは、豪州との防衛協力の一層の強化に資することから、我が国の安全保障の観点から積極的な意義を有する。さらに、本件海外移転の仕向先は豪州であり、最終需要者は豪州国防省及びその契約者であり、適正管理の確実性は高い。加えて、本件実現可能性調査のために移転される技術情報は豪州政府内での検討に必要な主要寸法や性能情報等に限られ、潜水艦の全部又は一部の建造を可能とするようなものではないことに加え、以下3. のとおり適正管理が確保されることとなっていること等を考慮すれば、我が国の安全保障上の問題はないと認められる。

3. 本件移転は、豪州政府内での検討に必要な技術情報に限り移転を行うものであり、潜水艦の全部又は一部の建造を可能とするようなものではなく、「防衛装備移転三原則の運用指針」上の「相手国への貢献が相当程度小さいと判断できる場合」に該当し、仕向先の管理体制の確認をもって、適正な管理を確保することが可能である。そのため、最終需要者である豪州国防省から、我が国から移転される潜水艦に関する技術情報について、豪州政府内での検討以外の目的に使用しないこと、第三国に移転しないこと等の管理体制を確認する。
4. 経済産業省においては、上記の国家安全保障会議での審議結果を踏まえ、本件海外移転に関する許可申請があった場合には、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)に基づき、適切に対応することとする。

**【参考】 豪州将来潜水艦プログラムに関する豪州との共同開発・生産の実現可能性の調査の概要**

豪州将来潜水艦プログラムは、豪州が現有のコリンズ級潜水艦の代替として計画している潜水艦に関する事業である。

我が国は、豪州政府の行う豪州将来潜水艦の選定に向けた手続に参加し、豪州政府と協議を行うこととし、これに必要な豪州将来潜水艦プログラムに関する豪州との共同開発・生産の実現可能性の調査に着手することとした。なお、当該手続には、フランス及びドイツの企業も参加している。

**【参考4】 イージス・システムに係るソフトウェア及び部品等の米国への移転について**

平成27年7月23日  
内閣官房  
外務省  
経済産業省  
防衛省

1. 本日、イージス・システムの製造等に係る国内企業の参画に伴って必要となるイージス艦用ディスプレイシステムのソフトウェア及び部品(関連する技術情報を含む。以下「部品等」という。)の米国

への移転(以下、「本件海外移転」)について、「防衛装備移転三原則」(平成26年4月1日閣議決定)及び「防衛装備移転三原則の運用指針」(平成26年4月1日国家安全保障会議決定)に従い、国家安全保障会議で審議した結果、海外移転を認め得る案件に該当することを確認した。

2. 防衛省は、次期イージス・システム搭載護衛艦に搭載するイージス・システムを米国政府から調達する計画であるが、このうち、イージス艦用ディスプレイシステム(イージス艦内で作戦に必要な情報を表示させるシステム)について米国国防省より国内企業の製造参画の提案を受けている。国内企業が製造参画する同システムのソフトウェア及び部品等は、我が国企業の民生技術を活用するものであるが、そのうちソフトウェアについては、米国国防省管理下のデータベースに登録し、米国等のイージス・システム保有国間で活用可能な状態とすることが製造参画の条件となっている。また、部品等については、現時点では、他のイージス・システム保有国間で共有されることはなく、我が国が調達するイージス艦に用いられるのみであるものの、将来的にはイージス・システム保有国間で共有される可能性がある。
3. 米国国防省からの国内企業による製造参画の提案に応え、米国等のイージス・システム保有国との間でソフトウェア及び部品等を融通し、供給の安定化を図ることは、同盟国たる米国との安全保障・防衛協力の強化に資するほか、民生技術の活用を通じた我が国にとっての調達コストの低減、我が国の防衛生産・技術基盤の維持・強化、ひいては我が国の防衛力の確保に資するため、我が国の安全保障の観点から積極的な意義を有する。さらに、本件海外移転の仕向先は米国であり、最終需要者はイージス・システムを製造する米国企業であることから、適正管理の確実性は高い。加えて、ソフトウェア及び部品等は表示機能に係るものであってイージス・システムの中の一部であること等を考慮すれば、係る移転について我が国の安全保障上の問題はないと認められる。
4. 本件海外移転は、部品等を融通し合う国際的なシステムに参加するものであると共に、我が国から移転する部品及び技術の、相手国への貢献が相当程度小さいと判断できる場合に当たるため、仕向先の管理体制の確認をもって、適正な管理を確保することが可能である。そのため、最終需要者である米国企業からソフトウェア及び部品等の管理体制を確認する。加えて、ソフトウェア及び部品等は米国以外のイージス・システム保有国に移転される可能性があることから、イージス・システムを一元的に管理する米国国防省からイージス・システム保有国以外への移転が厳しく制限されること等その管理体制についても確認する。これらにより、ソフトウェア及び部品等の米国への移転後の適正な管理が確保されると認められる。
5. 経済産業省においては、上記の国家安全保障会議での審議の結果を踏まえ、本件海外移転に関する許可申請があった場合には、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)に基づき、適切に対応することとする。

【参考】イージス・システム及び国内企業が製造参画するイージス艦用ディスプレイシステムのソフトウェア及び部品の概要

イージス・システムは、多数の対空目標を探知・追尾、目標情報を処理し、これらを同時に対処することを目的に米国で開発されたシステムであり、我が国においては、昭和63年度より対外有償軍事援助(FMS)により取得を開始し、現在「こんごう」型護衛艦及び「あたご」型護衛艦に搭載し運用を行っている。

今般、海外移転を認め得る案件に該当することを確認したソフトウェア及び部品等は、イージス・システムから出力されるデータを艦内の戦闘指揮所等に設置される表示機器上に表示させるためのものであり、イージス・システム向けの作り込みはされるが、民生品で使用されている汎用的な技術を用いて設計、製造を行うものである。

## 【参考5】豪州将来潜水艦の共同開発・生産を我が国が実施することとなった場合の構成品等の豪州への移転について

平成27年11月26日  
内閣官房  
外務省  
財務省  
経済産業省  
防衛省

1. 本日、豪州の将来潜水艦の共同開発・生産を我が国が実施することとなった場合の構成品及び技術情報(以下「構成品等」という。)の我が国から豪州への移転について、「防衛装備移転三原則」(平成26年4月1日閣議決定)及び「防衛装備移転三原則の運用指針」(平成26年4月1日国家安全保障会議決定)に従い、国家安全保障会議で審議した結果、海外移転を認め得る案件に該当することを確認した。
2. 豪州の将来潜水艦プログラムについては、平成26年10月の日豪防衛相会談における豪州からの要請を受け、我が国の協力の可能性について検討してきた。また、豪州政府は、平成27年2月に「競争的評価プロセス」と呼ばれる選定手続の導入を発表し、平成27年5月6日の日豪防衛相電話会談において、豪州から、我が国に豪州の将来潜水艦の選定に向けた手続に参加して欲しいとの要請があった。

以上の要請を受け、政府は、豪州との潜水艦の共同開発・生産の実現可能性の調査を行うために必要な技術情報の移転について、平成27年5月18日の国家安全保障会議で海外移転を認め得る案件に該当することを確認し、現在、民間企業の参画を得て、具体的にいかなる協力が可能か詳細な検討を行っている。豪州の将来潜水艦の選定に向けた手続には、我が国に加え、フランス及びドイツの企業も参加しており、本年11月末までに豪州政府内での検討に必要な技術情報を提供することが求められている。豪州政府は、参加者から技術情報が提供された後に、将来

潜水艦プログラムのパートナーを決定する見込みであるが、我が国がパートナーに選定された場合には、将来潜水艦の設計・建造、建造後の運用・維持に必要な構成品等が豪州へ移転(以下「本件海外移転」という。)されることとなる。

3. 我が国と豪州は基本的な価値や戦略的利益を共有しており、平成26年7月の日豪首脳会談において、両国は、両国間の関係を「21世紀のための戦略的パートナーシップ」と位置づけ、安全保障・防衛協力を新たな段階に引き上げることで合意している。両国が防衛装備・技術協力を含む様々な分野で多層的に協力を推進していくことは、アジア太平洋地域や国際社会の平和や安定に寄与するものである。本件海外移転は、今後、我が国が豪州の将来潜水艦プログラムのパートナーに選定された場合に、豪州の将来潜水艦を豪州と共同で設計・建造するとともに、豪州自らが行う運用・維持についても必要な支援を行う(以下「本件共同開発・生産」という。)ものであり、
  - (1) 我が国と安全保障面での協力関係にある豪州との防衛協力の一層の強化に資するとともに、潜水艦分野での協力は、平素からの情報収集・警戒監視の能力向上を通じ、アジア太平洋地域において重要な課題となっている海洋安全保障にも資するものである。
  - (2) 豪州の将来潜水艦には、豪米が共同開発する戦闘システムが搭載される計画となっており、本件共同開発・生産は日米豪三か国の共同作業となるため、三か国協力の進展も期待でき、また、日米同盟の強化にも資する。
  - (3) 本件共同開発・生産を行うことは、将来の我が国潜水艦の能力向上に資するものである。このような観点から、本件海外移転は、我が国の安全保障の観点から積極的な意義を有する。
4. さらに、本件海外移転の仕向先は豪州であり、最終需要者は豪州国防省及びその契約者であるため、適正管理の確実性は高い。加えて、豪州との潜水艦の共同開発・生産のために移転される構成品等は、下記5. のとおり適正管理が確保されることとなっていること等を考慮すれば、我が国の安全保障上の問題はないと認められる。
5. 本件海外移転は「防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定」に基づき実施されるものであり、豪州政府が今後具体的に我が国から移転される構成品等を目的外使用し、又は第三国移転する場合には、我が国の事前同意が義務付けられることから、構成品等の豪州への移転後の適正な管理が確保されると認められる。
6. なお、将来潜水艦には豪米が共同開発する戦闘システムが搭載される計画となっており、そのために必要な一部の構成品等が米国に移転される可能性があるが、当該移転については、我が国から米国への移転とするのではなく、豪州を介した第三国移転とする。
7. また、豪州政府からは、将来潜水艦の建造場所について3つのオプション(①日本での建造、②豪州での建造、③前二者の組合せ)を提示することが求められている。我が国が豪州の将来潜水艦プログラムのパートナーに選定され、豪州での建造を行うことになった場合等には、本件海外移転に関連する豪州への直接投資が必要となる可能性があるが、当該直接投資は、防衛装備移転



三原則上認め得るとされた移転に伴うものであり、国際的な平和及び安全を損なうものではないと認められる。

8. 本件海外移転に関する許可その他の外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)に基づき必要な手続については、上記の国家安全保障会議での審議結果を踏まえ、適切に対応することとする。

### 【参考6】TC-90等のフィリピンへの移転について

平成28年9月6日  
内閣官房  
外務省  
経済産業省  
防衛省

1. 本日、海上自衛隊練習機TC-90並びにTC-90に関係する器材(整備器材、地上支援器材及び補用品)及び技術情報(操縦及び整備並びにこれらに付随するもの)(以下「TC-90等」という。)のフィリピンへの移転(以下「本件海外移転」という。)について、日フィリピン両国の首脳間で合意された。本件海外移転については、平成28年8月31日に、「防衛装備移転三原則」(平成26年4月1日閣議決定)及び「防衛装備移転三原則の運用指針」(平成26年4月1日国家安全保障会議決定、平成28年3月22日最終改正)に従い、国家安全保障会議で審議した結果、海外移転を認め得る案件に該当することを確認している。
2. 多数の島々によって国土が成り立つ島嶼国であるフィリピンにとって、人道支援・災害救援、輸送及び海洋状況把握に関する能力の向上は重要な課題であり、本年5月2日の日比防衛相電話会談においては、海洋安全保障分野における両国間の連携強化の必要性を踏まえて本件海外移転を具体化していくことが確認された。本件海外移転は、最大5機のTC-90のフィリピンへの移転を行うとともに、フィリピン海軍要員の教育・訓練の支援と、フィリピン海軍による運用を持続していくための維持整備分野に係る支援を行うものである。フィリピン海軍は、人道支援・災害救援、輸送及び海洋状況把握に係る任務の遂行のために、TC-90を運用することとしており、本件海外移転は、救難、輸送、警戒及び監視に係る協力として、友好国であるフィリピンとの安全保障・防衛協力の強化に資することから、我が国の安全保障の観点から積極的な意義を有する。
3. さらに、本件海外移転の仕向先はフィリピンであり、最終需要者はフィリピン海軍及びその契約者であって、適正管理の確実性は高い。加えて、移転されるTC-90等は下記4. のとおり適正管理が確保されることとなっている他、TC-90は民生品で使用されている汎用的な技術を用いて民

間航空機(米国ビーチクラフト社製キングエアC90)を改造したものであること等を考慮すれば、我が国の安全保障上の問題はないと認められる。

4. 本件海外移転は「防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定(以下「協定」という。)」に基づき実施されるものであり、フィリピン政府が今後具体的に我が国から移転されるTC-90等を目的外使用し、又は第三国移転する場合には、我が国の事前同意が義務付けられることから、TC-90等のフィリピンへの移転後の適正な管理が確保されると認められる。
5. 日本政府は、今後、協定に基づく手続を正式に開始する。経済産業省においては、上記の国家安全保障会議での審議の結果を踏まえ、本件海外移転に関する許可申請があった場合には、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)に基づき、適切に対応することとする。

#### 【参考】TC-90の概要

海上自衛隊練習機TC-90は、気象条件の制約のため、目視に頼ることなく、航空機の姿勢、高度、位置及び進路の測定を計器のみに依存して行う、「計器飛行」の教育に使用されている。

TC-90は、米国から輸入された民間航空機であるC90を国内企業が民生品で使用されている汎用的な技術を用いて改造されたものである。

#### 【参考7】F100エンジン部品の米国への移転について

平成29年12月18日  
内閣官房  
外務省  
経済産業省  
防衛省

1. 本日、我が国がライセンス生産を行っているF100-PW-220エンジン(以下「F100エンジン」という。)の部品(4部品(プレート等))の我が国から米国のライセンス元への移転(以下「本件海外移転」という。)について、「防衛装備移転三原則」(平成26年4月1日閣議決定)及び「防衛装備移転三原則の運用指針」(平成26年4月1日国家安全保障会議決定、平成28年3月22日最終改正)に従い、国家安全保障会議で審議した結果、海外移転を認め得る案件に該当することを確認した。

2. 現在、F100エンジンの部品については、米国における事業者の撤退等により

供給不足に陥っている。こうした中、本件海外移転については、米国が保有する防衛装備の供給安定化に寄与するものとして、米国政府から我が国に関心が表明されていることから、同盟国たる米国との安全保障・防衛協力の強化に資するものである。また、本件海外移転に際し、我が国企業が部品を生産することは、我が国の防衛生産・技術基盤の維持・強化、ひいては我が国の防衛力の確保に資するものであり、我が国の安全保障の観点から積極的な意義を有する。さらに、「日米防衛協力のための指針」において、日米両政府は、安全保障及び防衛協力の基盤として「共通装備品の構成部品及び役務の相互提供において協力する」としており、本件移転は当該指針に合致していることから、日米の安全保障・防衛協力の強化に資する。さらに、本件海外移転の仕向先は米国であり、最終需要者はF100エンジンを生産する米国のライセンス元であり、適正管理の確実性は高い。加えて、移転が認められた製品はF100エンジンの一部品であることや、米国から要求仕様が明示されているライセンス生産品であること等を考慮すれば、我が国の安全保障上の問題はないと認められる。

3. 本件海外移転は、部品をライセンス元に納入するものであるため、仕向先の管理体制の確認をもって、適正な管理を確保することが可能である。そのため、最終需要者である米国企業から部品の管理体制を確認する。また、当該部品が組み込まれたF100エンジンは米国以外の当該エンジンユーザー国に移転されることが想定されていることを踏まえ、米国以外の国への移転を管理する米国政府から、米国の輸出規制等に基づき厳格に管理されることを確認する。これらにより、F100エンジン部品の米国への移転後の適正な管理が確保されると認められる。

4. 経済産業省においては、上記の国家安全保障会議での審議の結果を踏まえ、本件海外移転に関する許可申請があった場合には、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)に基づき、適切に対応することとする。

**【参考】F100エンジンの概要**

F100エンジンは、F-15及びF-16に搭載されているターボ・ファン・エンジンであり、航空自衛隊が運用するF-15にも搭載されている。

今般海外移転を認め得る案件に該当することを確認した部品は、米国のライセンス元からの要求仕様を基に、一般的材料を使用して約30年前より我が国で生産している。

## 【参考8】警戒管制レーダー等のタイへの移転に係る審議について

平成30年7月20日  
内閣官房  
外務省  
経済産業省  
防衛省

1. 平成30年3月8日、タイ空軍が自国内に整備を進めている警戒管制レーダー並びにこれに関係する器材(整備器材、補用品等)及び技術情報(性能・諸元、操作及び整備並びにこれらに付随するもの)の我が国からタイへの移転(以下「本件海外移転」という。)について、「防衛装備移転三原則」(平成26年4月1日閣議決定)及び「防衛装備移転三原則の運用指針」(平成26年4月1日国家安全保障会議決定)に従い、国家安全保障会議で審議した結果、海外移転を認め得る案件に該当することを確認した。
2. 本件海外移転の審議は、タイが行う国際競争入札に我が国企業が参加する意向を有していたことを受けて行ったものであり、本件審議の公表については、タイ側の公正な入札の実施や企業活動への影響に配慮する必要があるがあった。平成30年7月18日、タイ政府より、他国製レーダーの導入が公表されたことを踏まえ、審議結果を公表するものである。

### 【参考】警戒管制レーダーの概要

警戒管制レーダーとは、一定空域における航空機等の位置・速度の把握や管制を目的としたレーダー。

## 【参考9】防弾チョッキのウクライナへの移転に係る審議について

令和4年3月8日  
内閣官房  
外務省  
経済産業省  
防衛省

1. 国際法違反の侵略を受けているウクライナへの防弾チョッキの我が国からの移転(以下「本件海外移転」という。)について、「防衛装備移転三原則」(平成26年4月1日閣議決定)及び「防衛

装備移転三原則の運用指針」(平成26年4月1日国家安全保障会議決定、令和4年3月8日一部改正)に従い、国家安全保障会議四大臣会合で審議した結果、海外移転を認め得る案件に該当することを確認した。

2. 今般のロシア連邦によるウクライナへの侵略は、明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であるとともに国連憲章の重大な違反である。この断じて認められない力による一方的な現状変更は、欧州のみならず、アジアを含む国際秩序の根幹を揺るがす行為であり、これに対して我が国が国際社会と結束して毅然と行動することは、我が国の今後の安全保障の観点からも極めて重要である。そのため、ウクライナ政府からの要請を踏まえ、防衛装備である防弾チョッキを含む装備品等を迅速に供与することは、我が国の安全保障の観点から積極的な意義を有する。
3. さらに、本件海外移転の仕向け先はウクライナであり、最終需要者はロシア連邦の侵略に直面するウクライナ政府であるので適切である。加えて、移転される防弾チョッキは下記4. のとおり適正管理が確保されることとなっているほか、防弾チョッキについては、諸外国や民間の同様の装備品と同等の性能を有するものであることを考慮すれば、我が国の安全保障上の問題はないと認められる。
4. 本件海外移転は、ウクライナ政府と国際約束を締結し、我が国から移転される防弾チョッキを目的外使用することを禁止し、第三国移転する場合には、我が国の事前同意を義務付けることにより、防弾チョッキのウクライナへの移転後の適正な管理を確保した上で実施することとする。
5. 経済産業省においては、上記の国家安全保障会議での審議の結果を踏まえ、本件海外移転に関する許可申請に対して、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)に基づき、適切に対応することとする。

**【参考1】防衛装備移転三原則の運用指針の改正(令和4年3月8日)**

ウクライナへの自衛隊の装備品等の提供に伴い、運用指針に定める「防衛装備の海外移転を認め得る案件」として「国際法違反の侵略を受けているウクライナに対して自衛隊法第116条の3の規定に基づき防衛大臣が譲渡する装備品等に含まれる防衛装備の海外移転」を追加した。

**【参考2】提供する装備品等の概要**

今回のウクライナ支援では、防弾チョッキ、鉄帽、防寒服、天幕、カメラ、さらには衛生資材、非常用糧食、発電機等を、自衛隊機等によりウクライナに提供する。これらの内、防弾チョッキが防衛装備移転三原則上の防衛装備に該当する。